

在外公館名称位置给与法の一部を改正する法律案

主な内容

国際情勢の変化等に鑑み、以下の改正を行う。

- 1 在外公館の名称変更(別表第一及び第二)
- 2 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定(別表第二)
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額の改定(第十五条の二)

在外公館の名称関係(上記1)

在スワジランド日本国大使館
⇒在エスワティニ日本国大使館 ※1

※1 国名変更に伴う変更

在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使館
⇒在セントクリストファー・ネービス日本国大使館 ※2

在カーボヴェルデ日本国大使館
⇒在カーボベルデ日本国大使館 ※2

※2 国民の間で慣用として定着した表記に変えるもの。在外公館名称位置给与法で国名表記に「ヴ」を用いているのはこの2か国のみ。

給与関係(上記2, 3)

- ◆ 在外公館ごとの在勤基本手当の基準額を、各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を反映した額に変更する。
- ◆ 在外職員の子供が在勤地で幼稚園に就学する場合に支給される子女教育手当の加算額(月額)の上限を引き上げる(現行:27,000円,改定後:43,000円)。

施行日:平成31年4月1日(日切れ扱い)